

議案第 98 号

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を次のように改正する。

平成 25 年 11 月 28 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

北本市市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、」に改め、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 72 号）の施行の日から施行する。

議案第98号参考資料

北本市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において、これを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過し</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において、これを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(<u>配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。</u>)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法</p>

<p>ていない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3・4 略</p>	<p>第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)<u>の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)<u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u></p> <p>3・4 略</p>
---	--